

令和5年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和5年3月15日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
議案第16号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定
するについて
- 日程第2 各課所管事項報告について
○健康対策課所管
・新型コロナワクチンの接種状況等について
○子育て支援課所管
・令和5年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について
- 日程第3 付託議案審査
議案第17号 宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第4 各課所管事項報告について
○学校教育課所管
・令和5年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みについて
・学校給食費の改定について
○社会教育課所管
・令和5年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について
- 日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	3番	馬場	哉	委員
副委員長	5番	山本	精	委員
	2番	榎木	憲法	委員
	4番	森山	高広	委員
	9番	上野	雅央	委員
	12番	浅田	晃弘	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
教育長	奥村博巳君
教育次長	黒川剛君
企画財政課長	村山和弘君
福祉課長	中村浩二君
福祉課課長補佐	太田智子君
健康対策課長	立原信子君
健康対策課課長補佐	奥西正浩君
子育て支援課長	岩井直子君
子育て支援課課長補佐	小川英人君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援センター所長	時田美喜代君
学校教育課課長補佐	杉浦恒君
学校給食共同調理場所長	木村幸治君
社会教育課課長補佐兼社会教育課長事務代理	岡崎貴子君
生涯学習推進本部次長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	重富康宏君

開 会 午前10時00分

○委員長（馬場 哉） 皆さん、おはようございます。

本日は文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、3月3日の開会日に上程され、付託されました2議案及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付いたしておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は3月議会定例会開会中におきます文教厚生常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

当委員会馬場委員長また山本副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

3月も中旬になってまいりましてだんだんと暖かくなってきていると、こういったような気候でございますけれども、先日3月12日に2年ぶりに近畿地方に春一番が吹いたというような情報も来ているところでございますけれども、今日も朝は2℃ほど非常に冷え込んでおりましたけれども、日中は20℃ぐらいになるんじゃないかということで、本当に季節の変わり目ということで非常に体調の崩しやすい、また、特に花粉も多いようでございますので、それについても委員各位におかれては、まずは健康にご留意をいただきたいというように思っているところでございます。

そういった中で、新型コロナウイルスの感染につきましても、昨日京都で155の方が感染されたというのは聞いております。そういう中で今週の13日からマスクの着用について、それぞれ個人に委ねるということで国のほうから出ているところでござい

ますけれども、そういう中でさま変わりがだんだんと来ているのではないかと。

5月8日には、今のインフルエンザと同じ5類にされるようでございますけれども、やはりお互い健康管理というのが一番大事かというように思っておりますので、それぞれがやっぱり気を緩めることなく対応していただくのが一番大事かなと思っております。

特に、医療機関に受診されるときとか、あるいはまた、高齢者の施設とかそういうやっぱりいろいろなところではマスクをつけて対応していただくのが一番いいのかなというように思っております。そういう中で、まだまだこのコロナがなくなったわけでもございませんので、しっかりとまた対応もしていきたい部分もございます。

そういった中で、全く話は変わりますけれども、先日から世界の野球が始まりまして、WBCにおいても日本が1次リーグで4連勝して、明日からいよいよ準々決勝に臨まれるということで、何とか世界一に日本がなっただくことを我々も願っていると同時にそういった、また元気をいただく、こういう機会もいいんじゃないかというふうに思っております。そういう中でまた、春の全国高校野球選抜大会が始まると、こういうふうになってきているところでございます。

そういった中で、今週13日から議員各位には今までからもご報告なり、またお願いをしてきたところでございますけれども、コンビニで住民票の写しと印鑑登録証明書、これが交付できるように、3月13日から動いております。そういう中で、住民の皆さんが非常に便利になったということで、簡単に操作もできるというようなお声も聞いているところでございまして、朝6時半から晩の11時まで、土曜日、日曜日、祝日関係なく取得することができる。ただし、マイナンバーカードをお持ちの方ということになっているところでございまして、役場で印鑑証明上げる場合は、印鑑登録証というのを持ってきていただくんですけども、コンビニに行ってもらおうとマイナンバーカードが必要ということで。ただし、12月29日から1月3日、この間はシステム等の点検によって休ませていただきますけれども、それ以外の土・日・祝日は全て交付できるということにさせております。こういった住民の皆さんに利便性を高めて取り組んでいくことは非常に大事かなというふうに思っておりますので、また、啓発等も今後引き続きやっていきたいというふうに思っております。

そういった中で、昨日14日、維孝館中学校の卒業式がございまして、議会からは代表して議長と副議長さんにご出席をいただいたところでございますけれども、66人の生徒が卒業式を迎えて誰一人欠席者がいないということで、全員参加できちんと昨日引き締まった卒業式であったというふうに聞いております。

そういった中で今日は、所管の委員会の中では付託議案審査、先ほど委員長からもございましたけれども、2件とその他各課からのいろいろ報告事項がございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。我々といたしましても、しっかりと緊張感を持って臨んでいきたいというふうにお願ひしております。

そういった中で、それぞれ付託議案につきましてはご審査いただき、またご可決賜わりますようよろしくお願ひ申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について、議案第16号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。立原健康対策課長。

○健康対策課長（立原信子） それでは、議案第16号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明申し上げます。

議案第16号資料のほうをご覧ください。

本条例につきましては、出産育児一時金の見直しに伴う健康保険法施行令の一部改正等に伴い、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正の内容といたしましては、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、「出産時の一時金の総額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計額等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、健康保険法施行令が改正されることに伴い、本条例を次のとおり改正するものでございます。

改正前におきましては、出産育児一時金につきましては40.8万円、産科医療補償制度掛金につきましては1.2万円、合計42万円のところ、改正後は出産育児一時金につきましては48.8万円、産科医療補償制度掛金は現行のまま1.2万円、合計50万円とするものです。

施行日につきましては令和5年4月1日となっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○副委員長（山本 精） この議題についてなんですが、出産一時金が約8万円ほど引き上げられるということだと思んですが、まだ少し認識不足なんですが、この出産一時金というのは、お母さん方に払われるものなのかということをお聞きしたいんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） 直接ということと言いますと、出産時にかかる費用を直接病院に支払う際にそちらのほうにこの一時金が入るようになっておりますので、出産の際に医院に払う費用が軽減されるという形で今の制度上はなっております。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 現在でいえば、出産に関してほとんど病院という形でやられていると思うんですけども、昔は助産婦さんに来てもらっておうちでということもあったと思うんですけども、その辺、もしそんなことがあれば、やっぱりそれも助産婦さんというか、その辺はどうなっているんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） 直接請求のない医院でしたら、ご両親方からご請求いただいて一時金は支給されますので。また、一時金よりも少ない場合の差額というのも必ず支給されますので、そういった形で全て一律にというわけではなく、対応ができるようになっております。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 分かりました。増やしていただけるということはいいと思いますので。これ以上は、言いませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

これより討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

議案第16号の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(馬場 哉) 挙手全員。よって議案第16号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、健康対策課所管の新型コロナワクチンの接種状況について説明を求めます。立原健康対策課長。

○健康対策課長(立原信子) それでは、健康対策課所管の新型コロナワクチンの接種状況等についてご説明を申し上げます。

まず、1番の表のほうをご覧ください。

こちらにつきましては、2月27日現在で町独自で積算した数字となっております。国のほうのVRS等の数字とは若干違うものでありますが、2月27日現在に住民登録のある方に対して接種した割合という形で出させていただいております。

ご覧いただきますと、60歳以上の方で3回目、4回目、5回目とそれぞれ接種を進めておりました、そのうちにオミクロン株の対応ワクチン、3回目から5回目でそれぞれ打たれてはおりますが、2,609人の方で77.56パーセントの方が接種を終わっておられます。

また、12歳から59歳の方でありますと、オミクロン株のワクチンが1,572人、およそ34.85パーセントの方が接種されておりました、全体でいいますと7,875人、こちらのほうは対象となる12歳以上の方の人数になりますが、そのうち4,181人、53.09パーセントがオミクロン株のワクチンの接種が終わっておられます。

次に、今後ワクチン接種に係る国の検討事項とさせていただきます。こちらの資料につきましては、作成段階の2月22日のワクチン分科会の情報であります、先日もワクチン分科会のほうが開催されておりました、3月7日には、またこの内容につきまして諮問を行った上で了承が得られているということで連絡というか説明がありましたので、こちらの内容でほぼ進んでいくかと思っております。

まず1つ目、接種の法的位置づけについては、2023年度の1年間は現行の特例臨時接種の実施期間を延長して接種を継続するとなっております。今現在でしたら今年度の3月末で終了予定でしたが、来年度1年間法的に位置づけられて延長される予定でございます。

2つ目、2023年度の追加接種のスケジュールについて。まずは、追加接種可能な全ての年齢の者を対象として、秋から冬、9月から12月にかけて1回接種をしてはと進められております。また、重症化リスクの高い者等については、春から夏、5月から8月にかけて前倒しにさらに1回、秋冬は待たずに先に1回接種をするということで進めております。

3つ目、2023年春夏の追加接種についての内容でございます。

まずは、接種対象者としては、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者、また重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障がい者施設等の従事者ということで、従来ワクチン4回目接種時の追加接種のときと同様の扱いとなっております。

裏面にいっていただいて、使用するワクチンでございますが、現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンを基本とするとされております。

4つ目、2023年秋冬の追加接種についてです。

接種対象者は、追加接種可能な全ての年齢の者となっております。今現状、オミクロン株対応ワクチンが5歳からの年齢のものが追加でまた開発が進められましたので、こちらのほうも対象となるということで、5歳以上の者になるという予定です。

使用するワクチンとしましては、2023年度の早期に結論を得るよう今後検討を進めることとされております。ですので、ワクチンについては今現行のものと違う可能性もあるということになっております。

また5つ目、公的関与規定の適用につきましては、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外の者については、予防接種法第8条の接種勧奨及び第9条の努力義務の規定の適用を除外するということがされました。今現在までは努力義務の規定がほぼ適用されて進んでおりましたが、今後は重症化リスクが高い方等にも、努力義務また接種勧奨の適用がされるということで進められる予定となっております。

説明につきましては以上です。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 今説明のありました資料の下のほう、2の（2）ですか。重症化リスクが高い人うんぬんについてという話なんですけれども、重症化リスクの高い人というのはどういうふうにしてリストアップされるのでしょうか。どういう人が対象でリストアップどうされるのでしょうかということをお聞きしたい。

○委員長（馬場 哉） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） 65歳以上の方は全て年齢ということですが、それ以外の方は、町ではもちろん、これまでの重症化リスクの接種の際も把握というのは当然できませんので、ご自身で、こういった内容で重症化リスクが高い、また医師からは接種を進められているという内容で申請をしていただくということを想定しております。

○委員長（馬場 哉） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（馬場 哉） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて健康対策課所管の質疑を終了いたします。

次に、子育て支援課所管の令和5年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について説明を求めます。岩井子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩井直子） それでは、子育て支援課所管、令和5年度宇治田原町立保育所入所申込み状況につきましてご説明いたします。

まず、お手元の資料上段になりますが、左から月齢、そして新規児童数、初めて保育所に通う子どもたちです。そして継続児童数で、合計ということになっております。令和5年3月1日現在見込み数でございますが、新規児童数が31人、継続児童数159人、合計で190人の見込みでございます。0歳児は1クラス、1歳児から5歳児までは2クラスで、全体で11クラスを予定してございます。

それから下段につきましては、参考数値となります。令和4年度の状況でございますが、令和4年4月1日現在は、新規児童数が28人、継続児童数162人、合計190人ということで、今年と同人数というふうになってございます。令和4年度につきましては、0歳児が1クラス、2歳児が3クラス、1歳、3歳、4歳、5歳児が各2クラスになってございまして、12クラスのスタートでございました。

私からは以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて、子育て支援課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に上げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 当局からは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時23分

○委員長（馬場 哉） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

教育委員会所管分に係る事項についてを始めます。

日程第3、付託議案審査について、議案第17号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。馬場生涯学習推進本部次長。

○生涯学習推進本部次長（馬場 浩） それでは、私のほうから、議案第17号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、概要の資料を用いて説明をさせていただきます。

まず1、趣旨でございますが、運営経費の高騰に伴い利用者負担の適正化を図ることを目的に、宇治田原町総合文化センターさざんかホール施設利用料を改定するため、関係条例を改正するものでございます。

2、改正理由等でございますが、総合文化センター施設使用料については、施設開設

時（平成8年）より改正していない中、今般、さざんかホール運営に関する経費が増額することとなりますことから、利用者負担の適正化を図るものでございます。さざんかホールの運営には、専門的技術が必要であることや施設機器の緊急時に適切に対応可能な業者に引き続き委託したいと考えておるところでございます。

3、改正内容でございますが、表のとおりとなっております。なお、改正等は平日平均24パーセント増、土・日・祝日平均33パーセント増となっております。改正時期は、周知期間を考慮いたしまして、令和5年10月1日より行いたいと考えております。施設使用料改定に当たりましては、利用者等から構成いたします総合文化センター運営委員会において議論を行ったところです。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○副委員長（山本 精） 文化センターの利用料が増えるということなんですが、前に、1月の説明のときに聞いているわけですけれども、経費そのものが、多分業者の委託料が引き上がるということでやったというふうに思うんですけれども、そういう点では致し方ないかなというふうに思うんですけれども、このことがほかの会場の引上げに結びつかないようにお願いしておきたいと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 馬場次長。

○生涯学習推進本部次長（馬場 浩） 使用料等につきましては、第6次行政改革実施計画において、受益者負担、使用料・手数料・施設使用料の見直しについては、利用者としめない者を住民負担の公平性の観点から考慮するなど継続的な見直しを行うと明記されておるところでございます。適切な施設使用料となるよう、他の利用料についてもこの第6次行政改革の計画に基づき行うこととなるところでございますが、今のところ教育委員会所管の使用料については、今回のさざんかホールの施設利用料以外の使用料については、改正は考えていないところでございます。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 分かりました。ぜひともほかに波及しないようによろしく願いたいと思います。

以上です。

○委員長（馬場 哉） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですから、これにて質疑を終わります。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認めます。

議案第17号の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（馬場 哉） 挙手全員。よって議案第17号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査と併せて、今回、文教厚生常任委員会へ付託されました2議案の審査を終了いたしました。

この審査の報告につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出をいたします。

ただいま、審査いただきました付託議案について、また、総務建設常任委員会において付託されている議案につきましても、3月29日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月27日月曜日、午後5時までに議長宛て提出をしてください。

続きまして、日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、学校教育課所管の令和5年度小中学校児童・生徒数、学級数の見込みについての説明を求めます。黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） お手元の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

2段書きになってございますけれども、上段が令和5年度の見込み、下段のほう令和4年4月7日時点のものでございます。

まず、維孝館中学校でございますが、生徒数が201名で4年度より4名増加。3学年ともに2クラス、特別支援学級が2クラスの合計8クラスとなる見込みでございます。学級数につきましては、令和4年度と変わらないという見込みでございます。

田原小学校ですけれども、児童数197名、4年度より10名減少しております。

4年、6年が2クラスですけれども、それ以外の学年につきましては1クラスになりまして、特別支援学級2クラスを合わせまして、4年度より1クラス少ない10クラスとなる見込みでございます。

宇治田原小学校では、児童数206名で4年度より9名減少。3年、4年、6年が2クラス、それ以外の学年は1クラスになり、特別支援学級3クラス合わせ12クラスとなり、4年度と同数になる見込みでございます。

総合計では、4年度619名に対し604名となる見込みでございます。なお、この資料につきましては3月1日現在の状況を基に見込みをしておりますので、今後変更になる可能性があることをご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、学校給食費の改定についての説明を求めます。黒川教育次長。

○教育次長（黒川 剛） 続きまして、学校給食費の改定につきましてご説明を申し上げます。

まず、改定の理由でございますけれども、世界情勢が不安定な中、物価高騰が続きまして、給食食材におきましても例外ではなく、給食の質を確保することが困難になってきたことによるものでございます。

改正内容でございますが、幼稚園、小中学校ともにそれぞれ1食当たり20円の引上げを行いたいと考えております。

改定時期につきましては、新年度、令和5年4月1日といたします。

これまでの経過でございますけれども、昨年の9月議会におきまして、2学期分、小中学校の給食費相当分を全額支援する補正予算を計上し、現在執行してございます。また、同じく9月の文教厚生常任委員会におきまして、給食会計の現状につきましてご説明申し上げ、物価高騰が給食会計に与えている状況につきましてご説明させていただいたところでございます。11月の教育委員会定例会でございますけれども、同様のご説明を申し上げ、給食費の値上げも視野に入れていかなければならないといった報告をしておるところでございます。

そういった状況の中で、12月の補正の中で、3学期分の給食費及びこちらのほうは

物価高騰分も合わせまして補助に係る経費を計上させていただき、このときに小中学校の保護者向け、値上げが必要になる状況にあることをお知らせしているところでございます。

学校給食費の改定につきましては、学校給食共同調理場運営委員会の審議を得る必要があることから、物資調達・会計部会、また全体の会議を開催し、全体の会議では全会一致で承認をいただいたところでございます。

会議におきましては、小中学校のPTAの代表の方にも参加していただいておりますけれども、給食の質を確保するためには値上げについてはやむを得ないといった発言をいただいているところでございます。これを受けまして、教育委員会に給食費改定に必要な教育委員会規則の改正を付議いたしまして可決いただきました。

私立幼稚園給食費補助金交付規則改正といたしますのは、こちらのほうはうぐいす幼稚園に対しまして、町のほうから給食の提供を行っておりますとともに給食費相当分を補助してございますので、それに伴う必要な改正でございます。

教育委員会に関係例規の改正が可決されましたことから、3月には給食費改定に関する保護者宛の文書を発出しているところでございます。

諸物価が高騰する中、住民の皆様のご生活にも大きな影響がある中でございますけれども、給食の質の維持を図るためにはやむを得ないものであるとのご意見もいただいております。教育委員会といたしましてもこうした思いをしっかりと受け止め、今後の給食提供に努めてまいりたいと考えておりところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 食材の値上げに伴うということで、やむを得ない措置かなと思います。ただ1点、当初予算にもありますけれども、学校給食に係る費用約9,000万円程度だと思うんですけども、そういうことも踏まえて学校給食共同調理場運営委員会に出席の方、こういう会議ではいろいろと説明もされることと思いますけれども、住民向けに対しても、「これぐらい全体でかかっているんだよ、食材費に対して20円上げるんだよ」というような、そういう丁寧な説明も必要かなと思います。これで全部賄えているという認識を持っておられましたら、教育委員会がせっかく取り組んでいる事業でもあるので、そういうようなことも知らせていくような予定とかはございますか。

○委員長（馬場 哉） 黒川次長。

○教育次長（黒川 剛） 給食費の負担につきましては、人件費、運営費につきましては行政のほう負担するというのが基本になってございます。中には、その中で燃料費といった部分につきましては保護者の負担を求めることができるような形、食材費と燃料費部分は求めることが可能というような形になってございます。多くの市町村につきましては、食材費のみを負担していただくという形でございます。

直接保護者の方には現在としてははいないんですけども、先日も子どもたちが職場体験した中では、こういった状況ですよということで、町のほうが運営に係る部分を持って、本当に皆さんは食材費の部分だけを負担していただいていますよということは、お伝えさせていただいているところでございます。

給食センターのホームページも開設してございますので、そうした中で今、浅田委員のほうがおっしゃっていただきました内容について反映するようにしたいと。そうした中で、住民の皆様方のご理解をより得やすくするというような取組をさせていただければなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） そういう取組をしながら理解を得られるというのか、していただきたいなと思いますし、やむを得ないと思っております。質の高い給食を提供していただくためにも、やはりやむを得ないのかなと思っております。

以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。山本委員。

○副委員長（山本 精） 今、浅田委員のほうからお話しありましたが、確かに高騰して食材が上がっているということから、やむを得ない部分はあると思うんですけども、ただ去年の12月に、京都府のほうが子どもの教育のための総合交付金というのを出されて、その中で給食費の支援にも充てることができるということが来年度から、決まったということで聞いています。その辺の部分からも少し給食費についても保護者負担を少なくするという点でも、それを使うというようなことは考えておられないのでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時41分

○委員長（馬場 哉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○委員長（馬場 哉） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 今ありました子どものための交付金ということで、令和5年度新設されました。おっしゃるように給食費等についてもその中に入るんじゃないかというふうなことでございますが、まだ詳細は決まっておりませんので、今後その辺が決まり次第対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（馬場 哉） 山本委員。

○副委員長（山本 精） 分かりました。ぜひとも決まり次第、そうなれば保護者の負担が少なくなるように検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（馬場 哉） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですので、これにて学校教育課所管の質疑を終了いたします。

次に、社会教育課所管の令和5年度放課後児童健全育成施設入所申請状況について説明を求めます。岡崎社会教育課長事務代理。

○社会教育課課長補佐兼社会教育課長事務代理（岡崎貴子） 失礼いたします。

そうしましたら、お手元のほうに配付させていただいております資料を基にご説明させていただきます。

こちらのほうですが、令和5年度の入所申請ということで、1月27日の新入生の説明会以降、配布をさせていただきまして、2月15日までを締切りといたしまして新年度の募集のほうを行いました。3月2日に決定通知のほう、お送りをさせていただいておりますので、そのときの状況ということで報告をさせていただきたいと思います。

まず、田原学童ですけれども、1年生17名、2年生12名、3年生16名、4年生15名、5年生3名、6年生0名、合計63名となりまして、昨年度に比べますと12.5パーセントの増の申込みとなっております。

続きまして宇治田原のほうですけれども、1年生が13名、2年生が19名、3年生13名、4年生17名、5年生3名、6年生0名、合計65名となりまして、昨年度比8.5パーセントのマイナスになっております。

合計いたしまして、令和5年度の学童施設のほう、入所申請のほうが128名申請をいただきました。こちらのほうにつきましては、田原学童のほうは今、1クラス、2クラス、2クラス体制で運営しておりまして、1日平均大体20名前後ということで推移しております。また、宇治田原のほうは、まるやま交流館のほうを拠点といたしまして

1クラスで運営しております。こちらのほう、40名から50名というのが今年度、令和4年度の平均利用率となっております。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これにて社会教育課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に揚げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 当局からは何か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですので、これでただいま出席の所管分に係る事項を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 当局からは何か。事務局からは。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、日程第5、その他についてを終了いたします。

本日は、付託議案2件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。

本年度も残すところ3週間余りとなりました。各課におかれては、いま一度事業執行状況において、最終確認を行い、適切な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が替わりましても、遺漏のないようによろしく願いをしておきます。

令和5年度4月の閉会中の委員会においては、第1四半期の執行状況の報告を願う予

定としています。4月26日午前10時から予定をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会をいたします。

大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時46分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 馬 場 哉